

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-172）」

2. 日時：令和4年10月6日（木） 10時00分～12時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官

日本原燃株式会社 再処理事業部 事業部付部長（設工認・耐震） 他11名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 令和4年9月26日

「日本原燃（株）再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音開始しました。
0:00:03	ただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	まず規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:20	本庁からコサクオオオカ。
0:00:24	ウェブからタジリ以上になります。
0:00:27	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の説明を開始してください。
0:00:34	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:37	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:42	サトウ。
0:00:43	タカハシ。
0:00:44	セガワフジノシミズ
0:00:48	イワタニ。
0:00:50	エビナ。
0:00:51	クボタ。
0:00:53	モリマツサイトウと。
0:00:55	田仲。
0:00:57	中浜。
0:00:58	以上になります。
0:01:00	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、江上が以下00-01、
0:01:07	及び関連する補足説明資料となります。
0:01:12	それでは、
0:01:14	海外から00-01からご説明差し上げます。
0:01:18	はい。日本原燃の蛭名です。本日の外部火災のヒアリングなんですけども、9月16日にですねヒアリングを行いまして論点が残った概括00の共通についてですね、
0:01:32	9月26に提出したR12を用いてご説明させていただきます。
0:01:38	ですねあとは、9月すいません、10月に1回にですね補足説明資料として、外観04、航空機墜落火災ですね、あと19、これは許容温度。
0:01:52	08の施設選定17、消火活動に及ぼす施設の補足を提出しているんですが、こちらについては技術的コメントはなかった。

0:02:05	で、前回コメントを反映したものを提出さしていただいております。こちらの方もですねまだ提出して日はないんで、岩佐さんが立っていないんですが準備してございますんで必要に応じて映しながら、
0:02:20	5 節、お話をさせていただければと思います。
0:02:25	はい。それでは、とし、説明の方に入ります。
0:02:30	はい。日本原燃のモリマツです。それではですね外貨 00、共通資料の方の説明をさせていただきます。
0:02:37	通し番号をですね 15 ページ、まずちょっと建屋の方の整理につくん。
0:02:43	つきましてですけども、
0:02:47	こちらにつきましては現状ですね、10 月、すいません 9 月 16 日の佐瀬
0:02:57	9 月 26 に提出した際のちょっと判断としてはですね、外部火災防護対象施設を収納する建屋というところで安重機能を
0:03:07	もっと建屋も読み込ませてやって、ちょっと内容としては変える必要はないというふうな判断をちょっとしていたんですけども、
0:03:14	こちらにつきましては、
0:03:17	やはりですね閉じ込め機能の、等の安重機能をですね、有する外壁になっている一部の壁っていうところが明確にはならないというふうにちょっと考えまして、
0:03:28	ちょっと今のところですねちょっと修正のはちょっと現状ちょっとできてはいないんですけども、
0:03:34	まずちょっとここにつきましては基本設計方針としてはですね、
0:03:38	まずちょっとせ、安重建屋の整理としては、屋外施設の方に取り込むような形を考えまして、お伺いし、施設選定の方で、
0:03:50	ですね添付資料の施設選定の方で、屋外施設として、安重の壁を一部の壁を有する建屋につきましては、そちらで読み取るという形でちょっと整理をしていきたいと思っております。
0:04:03	ちょっと修正がちょっと途中でですね、判断がちょっと変わってしまったところ申し訳なく思います。
0:04:09	でですね、ちょっとす、次にですね通し番号 23 ページです。ちょっと今のところ、ちょっと確認させていただきたいんですけど、ちょっと説明がわかりづらかったんですけど、基本設計方針の方は、
0:04:22	結局どうされるっていうふうに説明されたんでしょうか。
0:04:26	はい。日本原燃のモリマツです。衛藤基本設計方針としては、まず、施設の整理としては、屋外施設の方に、屋外の外部火災防護対象施設の中に入れると。
0:04:37	で、

0:04:39	ちょっとそういう形なのでちょっと 16 ページですね通し番号 16 ページ。
0:04:44	の、
0:04:48	屋外に設置する外部火災防護対象施設の方に入れるという考えになると 思ってます。で、こちらの方につきましては安全を機能。
0:04:58	安全機能を維持させるために必要な温度域の上限温度以下ということに しておりますので、そちらで、外壁の 9 温度を読み込むというような考 え方かなと思っております。
0:05:11	施設の選定の方で、そちらを伺い施設に入れた、建屋にを入れた上で、
0:05:17	その温度が、その外壁の温度であるところを明示しようと思っ ております。
0:05:22	はい、規制庁からです。結局、基本設計方針は、今のと書き方で十分読 めるという判断したので、変えません。
0:05:33	で、添付書類の方でしっかり明記していきますっていうことを説明され たんでしょうか。
0:05:38	はい。日本のモリマツです。その通りでございます。はい、規制庁お話 をしました。今の観点規制庁の方から何かありますでしょうか。
0:05:49	規制庁サービス、この話は僕そのころから多分そういう話して僕はた またま屋外施設ってのがなかったからなくて建屋自体もそれ自体で機能 持ってるもんでなかったからっていうので整理してで、
0:06:02	最初の時やりましょうねって話をしたんですけど、基本的に外部次長系 全体として整理がついてないと思っているので、他のところをな、やら れるとは思ってるんですけど、外部火災に限らず全体として対応いただ ければと思うので
0:06:16	特に外部事象 K4 までのところ再処理の方は何かあまりなんか横の繋が りが的確になされているのがちょっと若干あやしいところがある気がし ているので、このヒアリングでも他の方参加されてるのかもしれないん ですけどほかのところ指摘されたものでも、自分のところに関係ある ものとか、適切に反映すると対応していただければと思うのでよろしく お願いします。
0:06:36	はい。日本原燃の蝦名です。この件についてはまず、今ご指摘いただ いたように会社の中で、特に横の連携というか考え方は一緒になるはずな のでそこはちょっと展開、ちゃんと考えて対応したいと思っております。 以上です。
0:06:56	規制庁岡ですよろしく申し上げます。では続き申し上げます。
0:07:02	はい。日本原燃のモリマツです。通し番号 33 ページ、

0:07:09	です、前回コメントです、竜巻防護対策設備の資金となる位置でというふうな形でちょっと記載させていただいていたんですけども、これだと周辺他の周辺施設の配置状況ですね。
0:07:22	外部火災、屋外の外部火災防護対象施設のちょっとすぐ近くにある建屋とか、そういった方向にはですね円筒火炎置けないので、間瀬想定しないところもあるのでそういうところは読めないというところにつきましては、
0:07:37	周辺施設の設置状況を考慮しますというところを宣言させていただくような形で野瀬させていただいてます。で、外部火災の防護対象施設を中心として考えますので、
0:07:48	外部火災防護対象の資金となるというような書き方と、させていただいております。
0:07:53	次にですね通し番号 35 ページ。
0:08:00	耐火被覆の塗装のところですね、こちらの方につきましても、屋外の外部火災の安全機能を損なうですね波及的影響とかですね、その安重機能、
0:08:14	安重の中でも、安重機能を持っている部分というところについては、他対象塗装対象としますので、そちらが明確になるように記載させていただいてます。
0:08:23	墜落位置の話につきましては、前段です、冒頭のところで墜落位置の想定について、明確化しましたので、こちらでは、対墜落位置というぐらいの方記載させていただいてます。
0:08:37	遮熱板につきましてはコメント等の通り修正させていただいております。
0:08:41	次にですね、通し番号 43 ページ。
0:08:48	すいません失礼しました。
0:08:52	通しの 39 ページですね。
0:08:57	制御室の方なんですけども、こちら火山と外部火災でコメントを受けて、こちらですね、まず再循環をするという設計と運用。
0:09:09	が中央制御室の方にはございます。こちらで 24 時間閉じこもることができるよう、設計と運用で担保していくという形になります。使用済み燃料受け入れの、
0:09:21	施設の制御室につきましては、できる限り閉じ込めるところで制御室の再循環という話と、再循環の運用措置っていうところで 2 段書きをさせていただいております。
0:09:34	次にですね、申しませんでした通し番号 43 ページになります。

0:09:40	こちらは前回口頭でちょっと追加、つい追記しますというふうにご説明させていただいた、耐火被覆の英語空気墜落火災後の措置についてちょっと明確にリンクがとれていなかったところにつきましては、明確に、
0:09:54	リンクするように、記載を追加させていただきました。
0:09:58	次にですね通し番号 138 ページ。
0:10:10	はい。波及的影響のところにつきまして、機能的波及のところにつきまして火山でコメントを受けていたんですけども、外部火災もですね今の黒字のところ部分しか記載していない形で
0:10:23	どういった観点で、破棄機能的破棄のものがないかっていうところが、書ききれておりませんでしたので、各同様にですね、こちらの方、追加させていただいております。
0:10:34	こちらの内容につきましては外来が 08 で前回、確認いただいた内容で反映させ、内容をベースに反映させていただいております。
0:10:44	あとは通し番号、220 ページ。
0:10:51	衛藤。
0:10:52	こちらはですね来竜巻 34 ですね、仕様表の記載の中で、
0:10:58	外部火災に防護対象施設に影響を及ぼす
0:11:03	恐れのある部材というのは何かというところで、
0:11:07	リストを添付の方に落とし込むことということで、言われていたものを反映させていただいています。こちらですね外来が 04 ですね、こちらの方で
0:11:17	どの部位が、どういった影響があるかというところを整理をした表をベースにですね、作成させていただいております。
0:11:25	ちょっとVと部材がちょっと混在しておりますのでそちらについてちょっと適正化させていただこうと思います。
0:11:33	通し番号 289 ページ。
0:11:38	ちょっとこれ、ページがちょっと、2 段になるので、ですけども、一番下の、
0:11:46	なんか 89 ページよりすいません申し上げます。
0:11:52	ページ数を間違えました。286 ページで説明させていただきますこれはすべての文言に記載させていただいているんですけども、
0:12:04	不凍液の
0:12:07	主仕様ですね、濃度につきまして、明記させていただいております。こちらの方はですねメーカーのエビデンスについて、
0:12:16	に基づいて

0:12:19	使用を入れる形になりますので、こちらにつきましては、島外から 04 の方で、ちょっと細かいエビデンスについては示させていただきまして、こちらの方ではですね、このような記載とさせていただいております。
0:12:33	あと、森林火災の輻射共同とかにつきましては、1セルとか南西部の輻射強度になるかがちょっと不明確であったので、注釈の3の方注釈2の方ですね、そちらの方につきましては、
0:12:46	妨害概念すべての円筒火炎モデルの合計値であるということを明確化させていただいております。
0:12:52	説明としては以上となります。
0:12:55	はい。規制庁岡です。ありがとうございます。では、幾つか今説明あったところも含め幾つか確認させていただきます。
0:13:04	まず最初に念のための確認になるんですが、
0:13:08	先日の有毒ガスの許可を、
0:13:11	今、他条文、その他外部衝撃や言う6月じゃないか、化学薬品の方で、
0:13:17	反映中っていう認識なんですが、結構この、
0:13:22	外部火災の有毒ガスの部分なんかも結構密な関係ではあるんですが、結局、こちらにはねるような内容はないっていうそういう認識で大丈夫でしょう。
0:13:36	はい。日本原燃のモリマツです。一応、入力ないですね。有毒ガスの方については確認させていただきまして、外部火災にはねるような内容はなかったというふうに認識しております。
0:13:48	はい規制庁課ですわかりました。
0:13:51	はい。では、基本設計方針の方から少し確認させていただきます。
0:13:56	まず別紙1の、15ページ目。
0:14:04	2段落目で、危険距離を建屋に対して説明した後そのあからのところで危険距離って言葉を使わずに全部、
0:14:16	温度評価というふうにしていて、
0:14:19	まずそこってのは何か書き分けがの意図があって、
0:14:24	当庫建屋だけ危険距離にしているんでしょうか。
0:14:30	日本原燃のモリマツです。コメントの趣旨を確認させていただきます。建屋については危険距離、屋外施設については
0:14:40	温度評価ってところの書き分けってコメントでよろしいでしょうか。はい。規制調査でその通りです。
0:14:47	はい。日本原燃のモリマツです。
0:14:49	そして、こちらにつきましてはですね許可整合の観点で、

0:14:54	許容温度以下、屋外施設につきましては、衛藤通し番号 100、
0:15:01	16 ページをちょっと開いていただいて、
0:15:06	許可の方につきましては、経営温度以下とするというふうな明確ところに させていただいております。こちらにつきましては屋外施設というのは 設計が様々でございまして、
0:15:17	危険距離で一律切ったりとかするのが、ちょっとあまり合理的ではない というところもありまして、こういう、そういう判断となっていたと考 えております。
0:15:27	そうですね
0:15:29	そういうコメントを確認しますと、防護方針としては、
0:15:35	理学及びまたは他、他、建屋による防護というふうなせいうふうな方針 をちょっとしてますので、
0:15:44	プール温度以下とすることにより、離隔距離を確保する。
0:15:49	し、安全機能を損なわない設計とするというような書き方が適切かと思 いました。
0:15:54	はい。規制庁甲斐です井藤はそういうことで、結局、許容温度以下って いうことは、危険危険距離っていうワードを使えば、危険距離、
0:16:04	初めに隔離を担保するっていうような説明をされているのでそこの整 合を考えると、ちゃんと距離を持ってますよっていうことで、結論付け ていくのが自然じゃないかなと、同義。
0:16:17	だし、そういうまとめ方の方が何か、
0:16:21	自然なのかなという意図で、今おっしゃった通りのコメントでした。
0:16:26	その辺も含め少し、
0:16:30	修正していただければと思いますがいかがでしょうか。
0:16:35	日本原燃のモリマツです。かしこまりました。ちょっと 1 点だけお伺い させていただきたく思います。
0:16:42	施設内の危険物貯蔵施設の火災ですねそちらの方につきましては、すい ません通し番号が 26 ページになるんですけども、
0:16:53	こちらの方は建屋についても、共有温度というふうにしておりますそう いったところは建屋と合わせて修正させていただくイメージを考えてお りますけどもよろしいでしょうか。
0:17:03	はい。社長からです。そうですね。
0:17:07	別に使えこの部分も、危険距離を使えないという理由にはならないと思 うんですがな。
0:17:14	何の、何を意図して、今、
0:17:18	問われたんでしょうか。

0:17:21	はい。日本原燃のモリマツです。ちょっとそこの示し方としては、危険距離。
0:17:28	算出するわけではないのですが、そうですね 200 度以下であることは確認しているので危険距離という言葉は使えるので、一律ちょっと
0:17:39	危険距離というフレーズをちょっと入れるように検討させていただきます。
0:17:45	はい。距離ですね距離という観点をちょっと入れるように、はい。考えさせていただきます。はい。室長。
0:17:51	許容度に相当する距離を、危険距離としてそれ以下の温度になっているんだから、しっかり離隔が離れてますってというような
0:18:01	説明の論旨で初めからうたっていて、立山ではそうなっているんですが、
0:18:07	他のところ
0:18:09	その距離っていう観点を、論じてないってところが少し、全体構成として違和感があったというところですので、
0:18:19	MOXの審査、
0:18:20	首相審査結果ってというのは5欄になられていますでしょうか。
0:18:27	はい。すいませんちょっとここDが細かくちょっと見せてはいないんですけども簡単にちょっと書かせてもらってましたがちょっとごめんなさいここまでちょっと確認はちょっとしていなかったです。はい。すいません。はい、わかりました。そちらの方も結構参考になるかなと思いますので、
0:18:40	今のその距離っていう観点を元に、離隔距離を取りますってという宣言に対して、ずっと温度、許容温度以下ですってという説明がなされている。
0:18:51	よりは、共用の言い方から、ちゃんと危険距離よりも、離隔距離を取ってますってというような論調にさせていただいた方が自然なのかなということでのコメントでしたMOXの審査結果なんかも、
0:19:03	参考にしながらちょっとまた検討いただければと思います。
0:19:09	日本原燃のモリマツです。かしこまりました。審査書を確認しつつ、
0:19:13	適切な記載の方法を確認し、検討いたします。はい。規制庁甲斐です。ずに、30 ページ目、これもちょっと関連してなんですけど 30 ページ目の基本設計方針の 3 段落目で、
0:19:25	爆風圧。
0:19:28	の話をしているところ。
0:19:30	で、5 行目ですかね爆風圧に対して建屋の健全性を維持する設計とするっていうふうになっていまして、

0:19:39	こちらですね、
0:19:43	建屋は許容温度の方、温度の方で、
0:19:47	評価してる時は建屋のコンクリート圧縮共同で説明してきたところが、
0:19:53	多分同じ論点で、こちらの爆風圧に関しては、健全性を維持というふう に少し不安とした書き方になっていて、
0:20:03	これもMOXの審査結果を見ていただくとわかるんですが、健全性の維 持とかそういうワードは使ってなくてですね具体的に何を確認したのか っていうことに注目して、
0:20:15	いて、MOXの方でもそういうコメントをして基本設計方針なんかを少 し具体的に書いてもらったっていう経緯がありますので、ここも
0:20:25	共用部分、建屋の
0:20:28	外壁温度の話と同様に、コンクリートの圧縮強度とか、少し具体的に書 いていただければと思います
0:20:36	日本原燃のモリマツです。かしこまりました。そうですね構造健全性を 維持するとか、そういった形でですね耐震とか他の事象に合わせてです ね
0:20:47	記載をさ、記載が明確かですねどのような健全性を維持するかというこ ろを明確化しなければいけないコメントであるというふうに受け取り ました。そのように修正させていただきます。
0:20:58	はい。規制庁岡ですよろしくお願いします。
0:21:00	次、33 ページ目、先ほどもちょっと説明あったんですが、
0:21:06	33 ページ目の 2 段落目で、今回竜巻防護対策設備等の周辺施設の設置状 況を考慮した上で、
0:21:15	のところで、等の開設に隣接する建屋が含まれるっていうふうに、
0:21:21	示されていてこれ工事課で、他建屋と屋外の、
0:21:28	本
0:21:30	もの対象施設が隣接しているようなところで、
0:21:34	竜巻防護対策設備が、
0:21:38	建屋との間に入れるんじゃないかという建屋があるんだから、その建屋の 方で、
0:21:44	もうしますってようなそういうことが、
0:21:48	整理された。
0:21:50	示されたっていう認識で、まずよろしかったでしょう。
0:21:55	日本原燃の森本です。その通りでございます。
0:21:57	はい。規制庁岡です。そう。そういうものがあるんでしたら、ちょっと 次回の話っていうのもあるんですが、外来科 04 とかで、ポンチ絵で、

0:22:09	建屋で文語するものはこういうふうに航空機を落とします。竜巻防護ネットでもそれほど
0:22:18	保護するものに関してはここに
0:22:21	航空機を落としますみたいな説明をいろいろされていてそれとちょっとイレギュラーなケースがすでにあるようでしたらそういう説明も、
0:22:31	何か 0 なんかで説明していただいたらいいのかなと思ったんですが、
0:22:38	日本原燃のモリマツです。
0:22:40	かしこまりました。イメージとしては本文、
0:22:46	101
0:22:49	外貨 04 の本部のところに落下域の想定というところで田巻も母体設備と有害カクウを示してる図がありますので、そこで概要図をちょっと示すような形で、建屋がある場合はそういう、
0:23:02	ところを考慮するというのを示したいと思います。細かい配置図とかでちょっと他、次回のやつを示してしまうとちょっと瀬、先取りしすぎると思いますのでそういった形で対応させていただこうと思います。
0:23:14	はい。規制庁甲斐です。はい。
0:23:17	そうですね建屋の周りに落とすとか竜巻防護対策設備の周りに落とすというポンチ絵みたいなのが、
0:23:23	あって、MOX は建屋、第 1 回で建屋で再処理の方が冷却塔に対して、
0:23:34	竜巻防護対策があるからこの二つなのかなと思うものの、
0:23:39	例えばこういうもケースもありますっていうようなことを今のポンチ絵的に書いとくいただけると、
0:23:47	次回であまり議論にならずに済むのかなと思いましたので、その旨よろしくお願いします。
0:23:54	日本原燃モリマツです。かしこまりました。
0:23:57	はい、規制庁課です。次 34 ページ目、先ほどもちょっと添付書類のところ、V と部材が少し混在しているっていうふうなことをおっしゃって、
0:24:09	で、
0:24:10	実際のところ、基本設計方針でも 34 ページ目の 2 段落目で必要な部位であって、35 ページ目の 2 段落目では、駆動部等の部材というふうになっていて、
0:24:21	こっって部位と部材っていうのは、特に使い分けはしてないっていうことなんですか。
0:24:28	日本原燃のモリマツです。

0:24:30	考え方としては、部材を示す部材というふうを書く場合は、そのものを示しているものになります。で、Vというものにつきましては、
0:24:41	何ですかねこういった範囲を示すような例えば9、
0:24:47	原動機であれば原動機全体を示したりとか、そういったものをちょっと下使い分けようとしていて、ちょっとそこがうまくちょっと使い分けてないのでちょっとその点、整理をいたします。
0:24:58	はい、規制庁からわかりました。ある程度はやっているんだけど、という感じで出た条文なんかもこういうところあると思うんですが、
0:25:07	もう減免としてそういう整理方針ということですかね。
0:25:16	はい。日本原燃のモリマツです。はい。会長としてそういうふうに整理させていただきたく方針でございます。はい。規制庁加賀です。そこはまた決済検討いただくということでよろしく申し上げます。
0:25:27	35 ページ目も先ほど説明があった、
0:25:31	航空機墜落位置の話。
0:25:35	確かに、せん剪断で航空機墜落の位置とかをこう書いては、
0:25:41	いて、そこからの流れで、ここを読む。
0:25:45	というのはわかるんですが、何かちょっと、
0:25:48	面内の想定が、
0:25:54	部材が墜落するような印象もちょっと、この
0:25:58	持ってきてこの分だと。
0:26:00	なのでちゃんと航空機墜落っていうふうに、
0:26:03	書いていただいた方がいいのかなと思った次第です。
0:26:07	まずその点いかがですか。
0:26:11	日本原電のモリマツです。主語が何が落下するかが書かれていないということですね。江藤かしこまりましたそれは確かに、明確化する必要があるとございます。
0:26:21	はい、規制庁課です。その上でですね、ここ、
0:26:25	航空機墜落位置は直近部材を表現する。
0:26:31	ために何か書かれているようなイメージがあるんですが、そもそも部材選定の前提になるので、
0:26:38	周辺施設を含め、
0:26:41	その間に航空、そこに、航空機墜落位置に基づいて、安全機能を損なう恐れがある部材を抽出してっていうふうに、
0:26:49	つなげて、
0:26:50	ヶ年の直近となる部材っていうふうにした方が、

0:26:56	何か自然な気がするんですが、その辺、何かこう、こだわりとかニュアンスが何かありますでしょうか。
0:27:06	日本原燃もらって少々お待ちください。
0:27:49	日本原燃のモリマツです。ちょっと私議論が社内でも必要だと思うんですけども、イメージとしては、まずは安全機能に影響を及ぼす損なう恐れがある。
0:28:01	部材というものがまずあって、それに対して必要離隔距離がとれているか取れていないかで、耐火被覆を塗装するとそうしないを判定していく。
0:28:12	そんなイメージを持って、そのイメージというかそういう順番になるので、このような記載となっております。
0:28:19	はい。規制庁加賀です。で、墜落位置の想定においてっていうものが、その安全機能を損なう恐れがある部材を抽出するところにかからなくていいのかっていう、
0:28:30	ことだったんですが、意図は伝わりましたでしょ。
0:28:35	日本原燃のモリマツで裾をかしこまりました。
0:28:39	確かに、
0:28:42	具材にす、安全機能を損なう恐れがある部材に対して墜落位置の、
0:28:48	想定がかかってこない形になるので、ちょっとここは再度修正の内容検討いたさせていただきます。はい、そうです。
0:28:57	こだわりがあるようであればそれを説明していただければと思うんですが、ちょっと自然なののがそっちかなと思った次第です。細かくて。
0:29:06	恐縮でして、同じ観点で次の段落、遮熱板のところも、
0:29:12	これもちょっとその順番的にあんまり自然じゃないかなと思って、書いてることはわかるんですが、
0:29:20	門をする部材に対して輻射を下げるように、
0:29:24	項番で包んで、その上で鋼板の受熱面側に耐火被覆を施工するっていうふうに、その本をする側から、
0:29:32	説明した方が何か、
0:29:34	説明としては自然なのかなと、読んでいて思った次第なんですが、ここは何か良いとしたことってありますでしょうか。
0:29:43	日本原燃のモリマツです。はい。ここは、やはりこだわりがあるものではなくてですね前段の文章から耐火被覆はというふうに皮膚
0:29:53	対策を主語にして記載しておりましたのでその順番にしておりましたが、確かに文章を読む業務には、その順番が望ましいとは思いますが、

0:30:03	そちらの順番に直させていただこうと思います。はい。成長下です。また、この辺の部分は、10分書かれてはいるとは思うので、少しそのあとは自然かどうか、誰が読んでも勘違いしない。
0:30:16	んようになってるか限定かかってないかみたいな観点で、少しまた整理のほどよろしくをお願いします。
0:30:23	次39ページ目の、修正いただいたところ、2段落目から3段落目のところで、
0:30:31	ちょっと伺いたいんですがまず、
0:30:34	外気と連絡口を遮断するっていうのは、これはダンパーを閉止できるように、
0:30:42	設備設計しておくっていう観点でまずよろしいでしょうか。
0:30:47	日本原燃のモリマツ、日本原燃のモリマツです。
0:30:50	はい。ダンパを締めて遮断することになります。はい。社長からですね、これってもう素手は手動ダンパの閉止っていうふうに書いていたんですが、再処理の方は、
0:31:02	手動ダンパを閉止する。
0:31:04	という、同じでしょ。
0:31:07	同種。
0:31:09	そうです。日本原燃のモリマツです。衛藤氏、遠隔操作制御室から水一つで回せることになります。はい。成長わかりましたじゃそれは設備設計
0:31:20	記載したということで理解しました。で、3段目の3段落目の空気を再循環できるようにっていうのも、
0:31:28	設備設計をした、しておくっていうふうにまずは定義して、で、
0:31:34	その次の段落で、酸素濃度二酸化炭素の影響を考慮した措置っていうのはそこは運用になったと、その辺がちょっと明確化されたと、そういう認識でまず大丈夫でしょうか。
0:31:46	はい。日本原燃のモリマツです。その通りでございます。ちょっと補足させていただきますと再循環の実施、設計で再循環できる設計にはなっているんですけどそこには運用も入りますので、
0:31:57	再循環の実施という、運用も運用と、二酸化炭素濃度の測定というところが運用として措置として二つあるというところになります。はい。失礼します。
0:32:11	他のが再循環の実施及び再循環時においてって、
0:32:15	って何で最初
0:32:16	ちょっとそういう感じを、

0:32:18	それぞれ別々に変えたんでしょうか何か再循環時においてっていうふう に書くだけで十分伝わるかなと思ったんですが、
0:32:26	何か良いとしたことがあったんでしょうか。
0:32:29	はい。日本原燃のモリマツです。先ほども申した通りですねサイジュン ちょっと確かにちょっとこう書いちゃうと、少しわからなくなってしまう かもしれないんですけども、まず再循環の実施という運用がありま す。
0:32:42	で、及び再循環時において、
0:32:45	酸素濃度二酸化炭素濃度の測定を行うという措置があるというふうにし ょっと記載したくてですね、ちょっと2段書きとなっています。再循環の 実施及び中央制御室の酸素濃度二酸化炭素濃度の影響を考慮した措置を 講ずることっていうふうにとくと、
0:33:01	何か否かの再循環が出てこなくなってですね、この運用が二つ、あると いうことがわかるようになるかと思います。
0:33:09	規制庁からです。再循環の実施ってというのが、運用で再循環時に、酸素 濃度二酸化炭素の二酸化炭素濃度をす。
0:33:21	影響を考慮するというのも、運用で、この及びってというのは、
0:33:30	もっと広い意味で、この30番の実施と再循環時をつなげる及びじゃな くて、
0:33:35	西條家の実施とそれ以降、及び手つないでるってそういう
0:33:40	ことなんでしょうか。
0:33:43	日本原燃の蝦名です。そういうことでして多分ですねちょっとここ再循 環時においてって区切っちゃうからなんかわかりにくくなっていると思 ってまして、
0:33:54	再循環の事象及び再循環時における、
0:33:59	何か何だ、二酸化炭素の影響を考慮した措置っていうふうにつなげる と、その二つだっということがわかるようになるのかなというふうに思いま した。そのようなイメージです。
0:34:12	はい。で、そのあとの酸素濃度及び二酸化炭素濃度っていうところで及 び使っていて、
0:34:18	上は並びにの方が、大枠として、まずはすっきりすると思います。
0:34:24	その上で、置いて点でやってるところも勘違いを招きますので、
0:34:31	先ほどおっしゃった通り置けるとか少しわかりやすい、この分の区切り というのを考えていただければわかるようになるかなと思います。
0:34:40	表現のモリマツ再三にわたるちょっと及び並びの使い分けができておら ず大変申し訳ありません。江藤はい。

0:34:49	そこにつきましてはちょっと文章として、それぞれの措置があるというところがわかるように、例えば再循環の実施の措置及び、
0:34:57	す二酸化炭素濃度の測定を考慮した措置というふうにはちょっとわかるように、記載させていただこうと思いますちょっと社内でも、ここはちょっときちんと整理するよういたします。はい、規制庁ですよろしくお願ひします。
0:35:11	あと似てるところではあるんですがそのあとの、
0:35:15	炉のディーゼル発電機のところ、ここのフィルターやワイヤーネットを設置するというふうになっていて、家でつないでしまうと。
0:35:24	そ、それは及びなのかまたはなのか、それともほかにもたくさんあってさ、これ等とかがあるのかな。
0:35:32	ですね少し曖昧な表現になってしまうので、
0:35:36	ここは許可の添付を確認するとおそらくタワー
0:35:40	だと思っんですが、そういった観点で明確化して欲しいというところなんですがいかがでしょうか。
0:35:47	日本原燃のモリマツです。説明及び並びに、整理している時にちょっとこちらが抜けてしまっていたみたいなのでこちらについて修正させていただきますまたはが適切だと考えております。
0:35:59	はい、規制庁からしてその上でなんですけどちょっと確認なんですけど、第一位、ディーゼル発電機は、フィルターで、
0:36:08	第2ZARA発電機はワイヤーネットを使うっていうふうになっていてこれがまず違う設計。
0:36:16	のものを使っているってそういうことなんですか。
0:36:20	日本原燃のモリマツです。その通りでございます。
0:36:24	はい。規制庁岡です。これって、
0:36:26	法的にどういう。
0:36:28	何か考えがあって設計を分けているとか、何かそういう理由ってあるんでしょうか。
0:36:41	日本原燃田仲でございます。江藤。そちらの設備の構成の違いっていうものはもらって設計を開始している時期、第1非常用と電気予定設計時が違っものとなっておりますまた設計メーカーも異なっております。
0:36:54	そのメーカーさんの考え方やそういうその時期の時期においてのそういう、何て言うんすかねトレンドみたいな言い方なんですかねちょっとそれの方の対応の、
0:37:04	それを設計に入れた結果こういう違いが生まれているというような状況になっております。以上です。規制庁です。わかりました。

0:37:16	事ではなくて、設計上、
0:37:19	作ったときのトレンドとかそういうところということで理解しました。
0:37:24	はい。
0:37:25	基本設計の方針としては私からは以上で、次ページC4の方に移りたいと思います。4-1の方は、今の基本設計方針を踏まえて少し見直されると思いますが、
0:37:39	4-2に関して、選定のところは、先ほどもおっしゃっていただいた通り、
0:37:45	屋外の、
0:37:49	施設のところに、安重建屋なんかが入ってくるってような修正が発生すると思います。
0:37:57	ですね、そこら辺まではいいとして4-3、カラーのところで、
0:38:06	これは最コメントになるんですが144ページ目。
0:38:14	N o 2 (1) の森林火災に対する設計方針で、これ、過去に2回位伝えていることなんですが、
0:38:23	外部火災防護対象施設を収納する建屋は建屋による防護っていうふうになっていて、
0:38:31	ここって何か毎回ちょっとってはいるものの、なかなか、
0:38:36	なんてきなこないんですが、何か意図してこういう書き方にしてるんです。
0:38:44	日本原燃のボリュームです。衛藤。
0:38:48	建屋による防護が、ちょっと20がキーになっているというコメントでございましょうか。はい、規制庁下です。建屋による防護は20基というよりは、
0:38:59	主語が外部火災防護対象施設を収納する建屋側となっていて、それをどういうふうに防護するかという説明のところで、建屋による防護によりっていうふうになっているので、
0:39:11	二重枠というよりは、建屋を建屋で防護するっていうふうに今表現されていて、ここはちょっとおかしいので直してくださいっていうふうに、
0:39:20	伝えていたと思うんですが、
0:39:22	おわかりでしょうかというところなんです。
0:39:27	はい。日本原燃のモリマツです。すいませんちょっと認識不足で申しわけません。ちょっとこのお湯建屋による防護により外部火災防護対象安全機能を損なわない設計とスルーにつなげたかったのでちょっと残したままにしているんですけども、

0:39:41	そうですね、主語が建屋はになっているのでちょっとこれはおかしな基礎記載になっていると思ってます。
0:39:47	江藤心愛削除するようにします。
0:39:50	はい、規制庁はですね、削除するというよりは、
0:39:57	次のコメントにも繋がるんですが設備選定で選定されたものっていう、
0:40:04	ものが、
0:40:06	そのあとの設計方針のところでも網羅的に書かれていないのが、ちょっと気になってこれも前回ちょっとコメントしたことに紐づくところがあるんですが少し具体的に言うとですね。
0:40:19	例えば森林火災とか石油備蓄基地火災で冷却塔の評価だけやっていて、
0:40:25	竜巻防護ネットのことを評価しないっていうことが、
0:40:30	全然この繋がりとして見えてこないところがあって、
0:40:35	ちゃんと理由はあってやってなくて一方で航空機墜落火災は、
0:40:40	急に竜巻防護ネットが出てくるとか、すごくこう繋がりとして違和感がある構成になっているんですね。
0:40:48	なので、笠間づか再現があって、本をする施設っていうのが4-2で整理されたのであれば、まずそれとの繋がりを網羅的に書いていただきたいんですが、
0:41:00	そういう観点で、まず、今、記載がちょっと不足してるなど。
0:41:05	いう認識なんですがいかがでしょうか。
0:41:09	はい。日本原燃のモリマツです。
0:41:12	そうですねそこについて明確にかけて、吐け提供とですね
0:41:17	あそこは書いているのでは行のところが記載かけてできていないところは認識いたしました。
0:41:24	基本方針からの展開に、ちょっと、
0:41:29	にちょっとこだわり過ぎてちょっとそこが欠けていないと思いますので、どういう観点でこれは
0:41:36	は経験はですね、
0:41:38	そもそも
0:41:41	外部火災防護対象施設を収納する建屋よりも離隔距離があって、450度という許容温度があって、それでそもそもは経験は考えなくてもいいというような
0:41:53	あるのでちょっと記載してましたので、ちょっとそこについては波及影響は濃いそういった理由でですね、考える必要はないっていうところをちょっとこの設計方針のところにですね、展開させていただこうと考えます。

0:42:08	はい。政調会ですはい。そういうところ、徐々に補っていけば少しわかりやすくなるかと思えますし、主語が徐々に明確になっていくと思えますのでそうするとさっきのような、
0:42:18	建屋を建屋で防護するみたいなことも、
0:42:21	徐々になくなっていくのかなと思えますので、ちょっとここの記載はですねもそのときも同じでしたが、はしょり過ぎて、何をどういうふうに、
0:42:31	設定するっていうところがやっぱり、ちょっとまだ薄くてですね、かつ、端折った部分、いろんな情報が抜けちゃっているという印象があって、今読んでいてもやっぱりちょっと違和感がありますので、
0:42:44	少し、主語と、それをどう防護するか、どう設定するかってところの中心に、また構成考えていただければと思います。よろしくをお願いします。
0:42:59	比嘉議員のモリマツですかしこまりました。
0:43:02	はい。超過でした。次、208 ページ目で、
0:43:07	先ほども説明あったと功労ではないですか。ちょっと前、前段階というですね 280、208 ページ目のポツの 2 段落目、タイプ服を施工する評価対象のところ、
0:43:20	ここで最後に、温度の評価を、温度の評価対象としないっていうふうに書いてあって、で、
0:43:27	かつ、
0:43:28	先ほど説明があった、219 ページ目。
0:43:35	ですね今回追加
0:43:37	で今回追加されたところ、
0:43:39	の注釈に、耐火被覆により許容温度以下とするため評価の対象外とするというふうに、
0:43:45	説明が追加され、
0:43:47	ちょっとここは違和感があってですね、
0:43:51	それ自体の温度評価をしていないとは思いますがその代表的な
0:43:57	もので、耐火被覆になれば、温度的には大丈夫だっていうことはしっかり整理されていると思えますので、評価の対象としないとしてしまうと、防護対象施設じゃないっていうふうに何か、
0:44:11	全体の流れから読めてしまうので、少し丁寧にここは、
0:44:17	事実関係に基づいて評価を、
0:44:20	は、他のものでしてるから、それに間接的に説明されるから大丈夫っていうことがわかるようにして欲しいんですがいかがですか。

0:44:29	日本原燃のモリマツです。はい、かしこまりました。
0:44:33	必要離隔距離を判定しているので、それぞれの
0:44:37	逐一温度評価をしないというところにちょっと固執過ぎてちょっと文章があっただけか流れがですね、おかしくなっていたと思います。ただ、必要離隔を確認しておりますので、
0:44:49	そちらの方についてはそういった評価をしているということになりますのでそういった文章に直させていただきます、こちらの方の評価対象としないっていうのもちょっと削除させていただくような考えでいこうと思います。
0:45:00	はい、規制庁からです。お願いします。219 ページの
0:45:05	第 5.3-2 表の中で、
0:45:08	遮熱板に対しては今回、
0:45:12	特に何も、
0:45:14	注釈られてはいないんですが、社員側の耐火被覆を、
0:45:18	とするっていうことは、僕はわかっておいた方がいいかなと思い、申請書上で
0:45:25	具体的にどこが評価対象部位で、どんな防護対策したかっていうのはここにしかないので、ここで、構造図とのリンクをしっかりと読めるようにしておきたいっていう意図で、
0:45:36	少しここの説明を
0:45:39	しっかりしておいた方がいいと思いますという意味で遮熱板に持った被覆とそうするというようなことも書いておいた方がいいかなと思うんですが、その辺の認識はいかがでしょうか。
0:45:51	はい。日本原燃のモリマツです。そうですね基本方針の方ですとか基本設計方針の方で、遮熱板というものを耐火被覆を施工したものだというふうな定義をしていたのでちょっとそういう認識をちょっと持っていたんですけども。衛藤。
0:46:06	こちらの方にもですね、大会飛行塗装するというのを、記載させていただきたいと思います。
0:46:11	はい。規制庁久世です。次、10、220 ページ目の次の
0:46:17	竜巻防護ネット側の話ですが、
0:46:21	ここもちょっと注釈がわかりづらくてですねあくまで、申請書上ここから構造の方に飛ぶっていうことを考えると、
0:46:30	本 5 番とか補助 5 番のところの一部対象っていうのも、少し具体的に書いた方が、
0:46:38	いいと思っ

0:46:39	いましたんで、
0:46:41	外来数の4の方でいろいろ説明が追加されていて、そこを確認すると、結局、
0:46:47	脱落で、
0:46:51	影響がありそうってところを抽出して、結局天板。
0:46:56	だけになっているとそういう感じでしたが、まずその認識でよろしかった。
0:47:04	日本原燃田仲でございます。大庭さんのご認識の通りでございます。以上です。ですからそう、そういうところがその構造図とのリンクでわかるようにまずは、海外からの要望で少し、
0:47:16	詳しく書いてました。
0:47:18	構造図で、この点が抜けないんだなということが、この表等、一対一でわかるようなレベル感で記載していただければと思いますので、よろしくをお願いします。
0:47:32	日本原燃の森野です。一部対象のところにつきましては今回のものについては天板を対象という形のような形でちょっと記載を検討させていただこうと思います。はい。
0:47:44	で、00-01に関しては、私から以上なんですけど、他、規制庁側から何か確認事項等ありますでしょうか。
0:47:57	特にないようでしたらと同時に、提出された値が以下の補足説明資料関係少しだけ
0:48:06	国というか、気づいた点を、
0:48:08	コメントさせていただきます。まず外来が04の方なんですけど、
0:48:14	10月3日に受理したリビジョン14、
0:48:22	184ページ目のところで、いろいろ情報が、
0:48:26	追加されているところ。
0:48:33	ここ隙間は結構多いんですが、4行目の、マスクングはこれが必要なんですか。
0:48:51	日本原燃だからでございます。こちらについてご指摘の通りで確かここ、こっちについては、設計方針の温度になるんで、マスクはいらないと思いますご指摘の通りだと思いますちょっと。衛藤。
0:49:04	菅田の方とちょっとここは調整してマスクを外すような調整を取りたいと思います。以上です。はい。規制庁加賀です。枯渇されてしまうと、その他外部衝撃で説明されていることと、
0:49:16	本当に専門してるのかっていうところが
0:49:21	一般にはわからなくなってしまうので、

0:49:24	一方でその他外部衝撃ではしっかり、この温度ですっていうふうに出してるところですので、そういったところはやっぱり出していただくのがいいかなと思っておりますので、検討よろしくをお願いします。
0:49:36	あと次のページの図1のところ、これは軽微な話なんですけど、
0:49:41	説明している内容と、この赤いライン、マスキングのところなんだ。
0:49:48	その赤いラインが何か整合してなくてですね。
0:49:51	多分ずれてんじゃないかなと思いますので、そういったところを少し、
0:49:56	確認した上で提出いただければと思いますちょっと警備の話ですが、
0:50:01	お願いします。
0:50:07	日本メーター下でございます確かになんか、
0:50:10	今改めて言いますと線がずれたりしているんで、完全にずれているんで、ちょっとここ、藤清の方正しくへとまた書き直します。以上です。
0:50:21	はい。規制庁甲斐ですよろしくをお願いします。で、あと202ページ目に、
0:50:27	先ほどの
0:50:29	対象部材となる考え方のところが、注釈で三つ書かれていて、まず、この注釈っていうのはどこにもその図の方で注釈1がないので、
0:50:40	注釈。
0:50:42	というよりは何か説明書きなんですかね。まず、その辺とかがでしようか。
0:50:48	峰高でございます今回こちらに追加したやつは注釈でよいか、どちらかという説明書きに近いものと、
0:50:57	なっております-Dと記載値が適切ではないという指摘だと思うんで少しそこについては見直したいと思います。以上です。そういう意図ですので、
0:51:09	支持学校側面の5番
0:51:13	補助防護盤注釈3に書かれているところですね、こちら辺ちょっと、
0:51:18	しっかり確認してなかったなと今改めて思ったんですが、
0:51:24	基本的にフォームは補助簿版っていうのは、側面は外側にしかついてないということなんでしょうか。
0:51:35	内側にはないっていうことなんで、
0:51:38	日本原燃田仲でございます。今岡さんが言ってる外側、うちがあった内側っていうのは指示飛来物防護ネットの支持架構に対してという意味でしょうか。はい、その通りです。

0:51:52	日本原燃田仲でございます。飛来物防護ネットの支持学校に対しては部位によって内側についているものと外側についているものという2種類、
0:52:03	ございます。ただものとしてはAとCが港沿いに飛来物防護ネットの支持が構造についているものでして、飛来物5ネットの支持学校と中にある冷却塔というものに対しては、離隔距離を持っているんで、当たることはないということになります。以上です。
0:52:20	成長からです。内側にもついていると。で、
0:52:24	ぼる等には耐火被覆をするようなことが整理されていたと思うんですが、ここ、
0:52:32	は、Vは内側も外も全部、まず大回復されてるんでしょうか。
0:52:41	日本原燃田仲でございます。衛藤。
0:52:45	居る。どうですか。
0:52:48	飛来物も非飛来物防護ネットの防護盤に関する、側面について5番に関しては塗装対象外としておりまして、
0:52:58	うん。落下しても影響を受けない、影響を与えないというところからきておりまして、そのボルトについても、塗装の対象とは、今してない状態となっております。以上です。規制庁加賀です195ページ目ちょっと見ていただきます。
0:53:15	ちょっとここで聞いていた話と、
0:53:18	ちょっと今の説明違うような気がしていて、
0:53:21	本補助盤の取付ボルトは、耐火被覆を施工する、坂野。
0:53:27	取付ボルトには耐火被覆を施工するというふうになっていて、
0:53:31	まずこれ自体はやっているんでしょうか。今の説明だと全部やってない。
0:53:39	日本田仲でございますけどちょっとここの記載がちょっと足りてないところがある。今、見直してあると思います。こちらについて塗る対象に対して、塗装対象の防音補助防護に対してどうなっているかっていう説明があって、
0:53:54	なっております。以上です。はい、規制庁からしている対象というのはその天板とかあとでパリーグ脳改変を受けるところとかそういうところで、落下して影響を与えそうなから、
0:54:07	対応してます。一方で、落下しても、離隔とかあったり、外の冷却塔に何の影響も与えなそうな部材は、
0:54:16	5番自体も塗ってないし、取付ボルト塗ってないとそういうことなんですかね。

0:54:23	その辺は、
0:54:25	すぐに上げた中でその通りでございます。はい、規制庁からわかりました。
0:54:32	このこういう記載は、方針等とも整合した形になって、
0:54:41	ていう。
0:54:43	まっすぐでしょうか
0:54:46	なっているような気がするんですが、基本設計方針から添付書類の展開のところとかで、こういうところがちゃんと読めるようになっていますでしょうか。
0:54:58	はい。日本原燃のモリマツです。そこにつきましては外部火災防護対象施設に影響を与える部材というふうにしておりますので、そこは明確になっていると考えております。
0:55:08	はい、規制庁かで済まそうですねおっしゃる通りかなとは思いますが、ちょっとこの自立型にもうちょっと早くしておきたかったなというところでした。はい。とりあえず今の説明で、
0:55:21	わかりましたので、関連して、193 ページ目の、
0:55:26	第 2-1 表、
0:55:28	この、
0:55:30	もう少し網羅的に書いていただきたくて確かに天面の防護盤がっていうふうに、
0:55:36	5 番補助 5 番のところ書いてはいるんですが、側面のことは触れないんじゃないかと、側面はこうこうこういう理由だから、対象部位になりませんっていうふうに、ボンネットの方はしっかり書いてるんですが、
0:55:49	他のところがちょっと薄くてですねそういうところも少し、
0:55:52	しっかり網羅的に記載していただければと思いますがいかがでしょうか。
0:55:59	井上田中でございます。やる者の理由は書いているもののやらないものの理由は書いてないっていうちょっとアンバランスな状態となっていると理解しました。こちらについて記載対応いた。
0:56:10	承知したいと思います。以上です。はい、規制庁の話よろしく申し上げます。ちょっと今の観点で規制庁側から、今の観点を、
0:56:18	だけじゃなくて
0:56:20	こういう塗装の話で、何か確認事項等ありますでしょうか。
0:56:28	別府にないようでしたら、次が以下 08 の方は、先ほどの 00-01 での議論を踏まえてまた修正されると思いますので、
0:56:40	的に修正いただければと思います。外貨 17、

0:56:45	なんですが、
0:56:48	こちらはちょっと、今回、
0:56:52	前回ちょっとガス丹ガスボンベとかの屋外のやつも、しっかり
0:56:59	書いた方がいいんじゃないですかという、うんと受けて少しだけまず追加されてきているんですが、
0:57:06	まず、前回のコメントの意図としては、防護対策はしっかりやりますと、
0:57:15	外部火災が発生して外に消火活動行く時にその外のガスタンクとかに配慮したような、防護対策をしっかりした上で、火災対策しますっていうふうなことを書かれていたので、
0:57:29	一方でガス、相手のガスについては何も書いてなかったので、相手のバスをちゃんと網羅的に
0:57:37	踏まえて、
0:57:39	抽出されて、その場所に対してこの対策で大丈夫ですっていうような、
0:57:44	根拠を補強するような目的でコメントしたつもりだったんですが、
0:57:50	今回ガスタンクのことが追加されたら、何か、
0:57:53	そのガスタンクについてだけ説明されてきて、
0:57:58	説明の軸みたいところがちょっと変わってきたんですが、
0:58:02	こうしてしまうと何か根拠の補強というよりは全く論調が変わってしまったという
0:58:09	ところで前回はあまりそういう相手をちゃんと見ずに書いてきたっていうような印象。
0:58:14	思ったんですが、その辺の事実関係どうなんでしょうか。
0:58:19	はい。日本原燃のモリマツです。こちらにつきましてはちょっと前回です、第1パラグラフの、ごめんなさい。ページ数は、3ページ。
0:58:30	の方で、次、ちょっとこちら後、記載をちょっと直しているんですけども、ここの第1パラグラフの響者ちょっと変わってなくて人体影響に与えるものがありますよねとそれが消火活動に影響を与え起こしますよねっていうところがあって、
0:58:45	ガスタンクを明示する際に、ちょっとそこをですね、もともとガスタンク全般の話で、
0:58:52	すぐず、早期に拡散すると、その上で
0:58:57	消火活動のように防護具を持っているので、それで大丈夫ですというふうな論旨になっていたんですけども、
0:59:05	ちょっと今の修正だと、確かに、

0:59:08	前欄で人体影響があるっていうところをちょっと重視しようとしすぎてですね、ちょっと論旨が少しですね有毒性の話にちょっと入っちゃっているんで、ちょっとそこはちょっと検討し直さなければならぬかと考えました。
0:59:22	はい、規制庁からその通りで、結局前回の方がどちらかという、
0:59:30	ちゃんと説明されてたという印象があって、その補強として、こんなガスタンクがあってされて大丈夫ですってというようなことが、
0:59:39	説明されてくるのかなと思ってのコメントでしたので、またその辺をしっかりと精査した上で、ガスタンクの方はその根拠となるようなものになってますよ、ちゃんと。
0:59:51	網羅的にリストアップして、そういうものに対してちゃんと防護対策を考えていますよってというようなことを、
0:59:58	説明いただくのがいいかなと思っております。その上で、10日スタックが今回、
1:00:05	液化酸素貯槽だけ追加されたんですが、先日の有毒ガスの許可のときには、もうちょっと屋外の、
1:00:16	ガスタンクが結構あったんでそれらが、
1:00:18	出てくるかなと思ったんですが、
1:00:21	その辺の関係ってどうなっていますでしょうか。
1:00:25	はい。日本原燃のモリマツです。はい。有毒ガス数で出されているガスタンクにつきまして、窒素ガスとかもございます。屋外についてはですねチェック探すとか、早期に拡散して窒素食うすることの濃度が、酸素の18%以下にさせるような、
1:00:41	になるわけじゃないので、そういったものが切られています。そういった観点で人体影響ってやつで切られてしまうんですけども、
1:00:48	そちらにつきましてはですね、まず、が、外部火災母体外部火災としては屋外や、建屋にあれば、建屋で防護されますので、屋外にあるガスタンクを、
1:01:01	注意されたものをすべての段階で、等を全部一般論として、先ほどの話もありますので、一般論として、早期に拡散するものだけですよっていいのか、確認して、
1:01:12	その上で防護具を持っていると、いうふうな記載に直そうと思います。はい、規制庁からわかりました先日の湯田が数の許可の時の整理、
1:01:23	と整合する形でいろいろ抽出をされていてそれに対してもちゃんと大丈夫ってというような説明。

1:01:30	をされるということで理解しましたので、そこら辺の再整理のほど、よろしくをお願いします。
1:01:36	この資料に関しては私からは以上なんですが、
1:01:39	他、規制庁側から何か、
1:01:41	確認事項等ありますでしょうか。
1:01:47	特にないようでしたらあと外来か 19 の方。
1:01:50	こちら、
1:01:53	29 ページ目から別添 5 ということで、前回までちょっと議論していたその短期の許容温度を採用する観点の、
1:02:03	補足説明根拠というのをつけてもらったんですが、
1:02:07	ちょっと気になったのは 31 ページ目の森林火災のところ、
1:02:19	第 2-1 表なんか見るとですね 3 日弱とかが結構あって、これをちゃんと 1 日、説明の農地としては短期を使う理由っていうのを、長くても 1 程度っていうような、
1:02:33	ことなので 3 日弱とかのデータがそのままぱっと出てきて、特に、
1:02:38	あまり説明がないとちょっと根拠不足かなと、もっとしっかり根拠を説明しなきゃいけないのかなと。
1:02:45	思っています。で、評価においてっていう第 2-1 表の上の段落のところで少し何か、
1:02:52	説明はあるんですが、ちょっとここだけだと少し弱いかなと思っていますが、
1:02:58	その辺、認識いかがでしょうか。
1:03:03	はい。日本原燃のモリマツです。衛藤そうですね露木主任葛西として強いिकास影響を与える最大火線朝、最大の輻射強度になる 1 メッシュの
1:03:15	ものが、もっと早くもいるんですけども、それが平均でも 20 分で燃え尽きると。
1:03:21	いうところを踏まえて、そんなに長い時間への影響を与えるものではないですよっていうような、ちょっと趣旨でですね、1 メッシュの平均と、最大でも 8 時間だからそんな強いやつが
1:03:33	8 時間燃えても問題ないですよっていうような趣旨で 1 名刺の燃焼時間を記載させていただいております。
1:03:41	これでちょっと明確でないっていうことであれば、ちょっと何か検討しなければならいかなと思うんですけどもいかがでしょうか。はい、規制庁がですね、こういう森林火災、
1:03:52	みたいなものだとすごい河西元

1:03:56	が弱くて、タラタラ燃えて、全然帰んとしては、外部火災防護対象施設まで全然届いてないようなものが、
1:04:06	ほとんど、
1:04:07	だけど、
1:04:08	防火体外へんでは、そういうものもあって出たから燃えるために、
1:04:14	長時間になってしまうっていうことなんだと思うのでそういうことがもう少し、
1:04:20	今の説明だけだと、
1:04:23	ちょっと曖昧かなと、ちょっと弱いかなと思いますので、
1:04:26	そういうことが少し定量的にわかるような感じで例えば何割ぐらいの
1:04:33	輻射強度は、
1:04:35	影響を与えるような共同はこのぐらいの時間でもなくなっちゃいますとで残ってるのは、全然筐体のような輻射強度のもの、メッシュだけですか、
1:04:45	少しデジタルに何か記載された方が、
1:04:50	説得性はあるのかなと思うんですが、そういう観点でのまとめ方というのはいかがでしょうか。
1:04:57	はい。日本原燃のモリマツです。これより少しちょっとちょっと難解になるのでちょっとポツ3にはしたんですけども、
1:05:04	ここにも記載している通り発火点3、最も外部化、外部精度を多少地区施設に
1:05:12	近い輻射強度で1点、すべての名刺を合計すると1.4キロワット、これの1%程度。
1:05:22	以上のものだけを抽出する等の輻射強度になるようなやつを抽出すると、やっぱり近いものだけがそういうふうになります。それが大体26メッシュ260メートルというところになります。
1:05:34	これ時20分という形にしたとしても、せいぜい8年か8時間とかそういったところになりますので、しかも外部火災としてはその中心火災から、
1:05:48	両隣のセルにも移っていくような想定になりますのでそれが4時間とかそういった計算になると思ってます。
1:05:55	1%っていうところを考えると、合算すれば大きくはなるんですけども、1%っていうところを考えると14、
1:06:05	あとですかね、太陽光の複写よりも弱くなってきます。

1:06:09	そういったところも考えてそういう変更でして建屋が壊れるほど軟弱には作っておりませんので、そういったところも含めて1%という基準を持って
1:06:19	どこまで、その燃焼時間がですね、ちょっと長めに見て分ぐらい燃えるかっていうところをちょっと補足させていただこうかと思えますちょっと段階にはなるかもしれませんがちょっとなるべく、
1:06:29	丁寧に説明できるように、記載させていただきたいと思えます。はい、規制庁からすごくありましたそういう日なんです、準備できそうであればそういうところで議論し、説明していくっていうことの方が何かやっぱり、
1:06:42	今の記載よりはいいかなと思えますちょっと難解になるということで、今の説明はわかりましたので、
1:06:48	あんまり
1:06:50	複雑な説明にならないように少し気をつけながら、かつ、しっかり
1:06:56	定量的に自治事実関係に基づいて
1:06:59	説明いただければと思えますので、よろしくお願いします。
1:07:05	規制庁田尻です。今の点で定量的なやつを検討もしていただければと思うんですけど、今、第2-1の表で書いてある防火耐火元での燃焼継続時間っていうのが何、どういうものかというのを多分甲斐まだ補足で書いていただくのが早いかと思っていて、
1:07:22	単純にここに67とか69という数字が並んでる形になっていて括弧書きで輻射強度の合計値が書かれるだけの形になっていると、この67というのが何の時間、今おっしゃっていただいたやつだと森林火災の想定なので燃えるも頭がなくなっちゃうどんどんネット上回っていくし、横に広がった形で
1:07:42	一番最初に一番厳しいところにも非がない状態とかも多分想定される形になっていると思うんですけど、67とか69というのが何の数字を表してるのかっていうところをまず補足していただいた上で、かつ定量的な説明がどこまでできるかってのを検討いただいた方が早いかという気もするのでその点も含めて検討いただければと思えますが大丈夫ですかね。
1:08:01	はい。日本原燃のモリマツです。そうですね防火体外縁におけるっていうところで外縁すべての燃焼継続時間っていうところを、ちょっときちんと捕捉した上で、ちょっと論旨。それだと全部になりますよねっていうのを一つ置いて、

1:08:16	それで影響を与えるものは、この、この辺りにあってってというような順序で記載していくようなことで検討させていただきたいと思います。
1:08:26	はい。規制庁田尻です結局1日との関係ってのは、どの数字で比較するのかっていうので表で出てるやつと文章で書かれてる8時間との関係がまずわかりづらいついていうところだと思うので今おっしゃっていただいた通り、結局この67っていうのは
1:08:39	評価点に対して一番厳しいところ67時間いるっていう話でもないと思っているのでそこらもお借りしていただければと思うんでよろしく願いいたします。自分から以上です。
1:08:49	はい。規制庁岡です。他ですね、町側から、この観点で確認事項等ありますでしょうか。
1:08:57	特にないようでしたら今日の資料としてはこれ
1:09:02	追加でコメントありませんが規制庁ながら他何か確認事項等ありますでしょうか。
1:09:10	規制庁かですが特にないようでしたら、振り返りの方、お願いします。
1:09:19	はい。日本原燃の蛸名です。ですね本日の振り返りになります。まず、00なんですけども、Vと部材、
1:09:30	これ00に限らずってことなんでしょうけど、まだちょっと十分に精査ができていない部分がありましたのでそこらは精査させていただきます。
1:09:39	あと15ページのところになりますが、危険距離、建屋の方は危険距離と書いてあるのに対して、屋外施設は許容温度というふうになっていて、何かちょっと説明の軸が違うような書きぶりになっているので、こちらは危険距離
1:09:55	はということで、許容温度以下ということになるので、距離というふうなワードをですねちゃんと入れるようにして表現するということで、修正させていただきます。
1:10:08	あとはですね、
1:10:11	負圧に対して健全性を維持するというふうな漠というふうな書き方になっている部分があったので、そういうところはですね何か確認するのかわということで、例えばここであればコンクリートのと、
1:10:24	圧縮強度なのかもしなの、等ですねそういうふうな具体的な記載にするという修正をさせていただきます。
1:10:32	あとはですね航空機の墜落位置の話で、今ね、
1:10:39	周辺の設置状況を考慮した上でということで、海外が04の方にですねイレギュラーパターンということで、その値を建屋、

1:10:49	が設置してるような状況ではどういうふうな配置等、どういうふうな落下になるのかというふうな、イメージ的なポンチ絵を見ているというふうなことをさせていただきます。
1:11:00	ですねあとは、
1:11:03	ですね、部材、
1:11:06	これは日本語化もですが、部材が落下するように見えるというふうなことで、
1:11:15	ちょっと表現が十分にできてない部分がありますんで、そういったところですね、修正させていただきます。あとは、等はあれだなと思ったところですが、受熱面の方から、
1:11:30	記載してるんですが、本をされる側の方から順番に変えていった方がわかりやすいんじゃないですかという、ご指摘いただきましたのでそちらの方に換えさせていただきます。
1:11:42	あとは、とですね、及び、つなげてるところがどこまでの範囲かというところがわかりにくい部分がありましたのでそちらはちゃんとわかるように、
1:11:54	ちょっと表現を修正させていただきます。
1:11:58	あとはですね同じですね、言うたやワイヤーネットという形で家でつなげてるのはまた、パワーなのか及びなのかがわからないんで、
1:12:10	ちゃんとこの場合であればまたはなんですが、ちゃんとそういうふうな具体的な記載にすると。
1:12:17	ということです。別紙1は以上になりまして別紙4の方ですが、4-1は国が、4-2ですね4-2の方は、
1:12:27	安重建屋の方の展開が4-2の方にされますので、別紙4-2の、その安重建屋の見解を修正させていただきます。
1:12:38	あと4-3ですね、こちらはすいませんこれ何回もご指摘いただいて直ってなくて申し訳ないんですが、建屋は、ぴあによるみたいな、変な日本語になってますんでそこは修正させていただきます。
1:12:54	あとですね、
1:12:56	ですね。はい。設計方針のところ、中枢
1:13:02	波及影響の話が書かれてなくて、記載をはしより過ぎて、何をどう設計するのかという記載が薄いというふうなご指摘をいただいてございますのでそちらも修正いたします。
1:13:14	あとはですね、

1:13:17	一律ですすね温度の評価対象としないというふうに書いてあるんですが、こちらはまるで簿の対象施設ではないというふうに読めてしまうので、
1:13:30	とは言いながらもちゃんと耐火被覆とかを塗ることによって間接的にはなりますがちゃんと評価したところにはなるので、ちゃんと評価、
1:13:41	上ですすね記載を修正するという事です。あとは、
1:13:46	遮熱板に耐火被覆をする旨を、仕様表とのつ、表の中で書いてあるんですが、仕様表との繋がりですすね、ちゃんと繋がるようにということで、
1:14:00	構造の方とも一対一でちゃんと読めるように、その表の中をもうちょっと記載を充実させるっていうことですね。
1:14:08	ということですね。あとはすいません。00の方は以上です。0404の方にありますが、一部ちょっとマスキングをすぎるんじゃないかというところがございましてこちらは、
1:14:20	ちょっとこれは方針、
1:14:23	だと思えます。で、確認させていただいてマスキング取るなりの対応をさせていただきます。あとは追加した不凍液のエビデンス数ですすね、ズーの中の線がずれてますんでそこは修正いたします。
1:14:40	あとはすすねこれも表現が悪いというところで注釈のように見えるんですが実はここは説明なので説明になり、見えるように修正すると。
1:14:54	あとはすすね補助方法はすいません。舗装をすすと。すいません。耐火被覆を、
1:15:04	この本に対してするっていうところの部分で、都丸ですべてのホーム盤にもするように見えてしまうので、そこはちゃんと事実に基づいて
1:15:17	与えるものだけというふうな記載が、そういうふうなものだということもわかるように修正させていただきます。
1:15:25	04は以上ですすね。あと08の方は、適宜修正させていただきます。
1:15:32	あと、17ですすねこちらの方は、
1:15:39	すいません。少々お待ちください。こちらはすすねすいませんこちら大きいところで、前回ご指摘いただいたのが、エビデンスというか
1:15:50	対策をしっかりとした上で
1:15:54	火災の対策をするっていうふうに書いてあるからそのエビデンスをしてすすね、ガス、どういうふうなものがあるかっていうのを明確にしてねというふうなコメントをいただいてたんですが、そこの部分の記載が変わってしまったので、

1:16:10	論調が変わってしまったということで、前回の方が、ちゃんと説明としては筋が通ってたので、そういうふうな修正の方に、そういうふうな方向に修正させていただきます。
1:16:22	あとはですね、あんくんがガスタンクが一部しか追加されてはいないんですが、ちゃんと誘導ガスの方も踏まえて書いてある。
1:16:33	で、拡散するからというふうなことがちゃんとわかるように、記載、追加いたします。
1:16:41	はい。17は以上であと19ですね。
1:16:46	こちらは森林火災の部分で、長くても1日程度だ、何でって言うてるにもかかわらずここでは3日程度になっていて、1ヶ月になってですねその辺の
1:16:58	部分の関係性が、今は見えてないので、例えばですね
1:17:06	方以外の燃焼時間の67とか69というのが、どういった数字、意味を持つ数字なのかというのをちゃんと示した上で、定量的な何、
1:17:19	今はちょっと1%というふうな話で、整理しておりますが例えばそういった式をもってですね何時間だからってというふうな、ちゃんと繋がるように展開させていただきます。
1:17:32	はい。外貨19は以上となりますので、ちょっとお待ちください。
1:17:43	すいません。
1:17:44	ですね、修正に関してはですね、1週間くらいをめどに提出させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
1:17:55	はい。規制庁岡です。はい。大きいところではもらえなかったと思いますが、基本設計方針の方は、本文事項ということで、少し細かいところも表現と、
1:18:07	確認させていただきましたが、添付とか補足の方も、
1:18:12	もう終息に近づいてますので、自分たちなりにちゃんと
1:18:17	動きがないかとか表現がちゃんと適切かとかそういうところのチェック、順次していただければと思います。
1:18:25	あと、竜巻34とかで議論していたような者、
1:18:29	次の補正の申請書にどういうふうに本文、仕様表とか、あと交雑とか書くかっていうそういったところは、どこら辺で提出されて議論されますでしょうか。
1:18:43	日本原燃清水です。資料自体はですね、来週中に提示させていただきたいと思ってまして溢水とかでもコメントをいただいて評価対象に見直したことによってですね、

1:18:56	機能喪失高さ等も記載も等も必要になりますので、指標構造図の最新版の方は来週、はい。ご提示させていただきたいと思ってます。以上です。
1:19:06	はい、規制庁岡です。その辺も含め、引き続きよろしく申し上げます。
1:19:12	規制庁側から確認したいことがありますでしょうか。
1:19:19	原燃側から特に何か確認したりしておきたいこと等ありますでしょうか。
1:19:27	はい。日本原燃が特にございません。ありがとうございました。規制庁岡です。では、本日のヒアリングを終了します。内海手島